

京都市上下水道局告示第60号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者指定辞退届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成25年3月15日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 辞退業者名

京都市北区大將軍西町14番地の1

昭栄住宅設備株式会社

代表取締役 九野里 昭

2 辞退届出年月日

平成25年2月27日

(上下水道局下水道部管理課)